

2016年度予算要求の回答書(その9)

2016年度(平成28年度)予算要求書の回答書です。今回は5. 不況と雇用不安から市民の暮らしと営業を守る対策を⑥～⑩、6. 防災対策の充実を①～⑤です。

5. 不況と雇用不安から市民の暮らしと営業を守る対策を

⑥ 住宅リフォーム助成制度の復活および商店リニューアル助成制度の創設を行うこと。(住宅課、商業にぎわい課)

住宅リフォーム助成制度につきましては、居住環境の向上及び既存ストックの活用を図り、併せて緊急的な経済対策として平成23年度及び24年度の2箇年に限定し実施した助成事業です。

現在、本市における住宅改修に伴う助成制度としましては、木造住宅の耐震診断・改修工事に対する助成、手すりなどの転倒予防対策費への助成、重度障がい者のための改修工事の一部助成を実施しておりますが、今後、居住環境の向上や地域経済の活性化を図るため、どのような住宅政策が効果的であるか研究してまいります。

また、商店のリニューアル助成につきましては、現在、空き店舗対策事業として借主に対し改装費と家賃の一部を補助しており、更に各商店を対象に、にぎわい元気繁盛店相談支援事業として助成も行っております。

リニューアル事業は、地域経済の活性化対策の一つであると考えており、今後も、現行の事業を継続して取り組むとともに、他市のリニューアル助成事業も研究してまいります。

⑦ 小規模企業振興基本法の推進のため市と

「小口零細企業資金」を始め、「中小企業等設備投資促進事業補助金」におきましても、補助率が手厚いものとなっております。

今後も、国の基本計画に基づき、商工会議所との密な連携・協力により、小規模企業者にとって利用しやすく、効率的・効果的な施策展開に努めてまいります。

⑧ 公契約については、国・県に対して法整備を求めること。(契約検査課)

公契約は全国的な問題として捉えるべきものであると考えておりますので、関係法等の整備につきましては、県市長会などの機会を捉えて要望してまいります。

⑨ 所得税法第56条を廃止するよう、国に求めること。(財政課)

所得税法第56条の取扱いにつきましては、引き続き所得税法に係る税制改正の動向に注視してまいります。

⑩ 景気悪化となる消費税の10%への増税を中止するよう、国に求めること(財政課)

平成27年度税制改正において消費税法の一部が改正されており、消費税増税時に導入する軽減税率制度に関しましては、引き続き国の動向に注視してまいります。

6. 防災対策の充実を

① 共同住宅、事業所に対する耐震改修工事への助成制度を創設すること。

しての具体的な施策を実施すること。(産業振興課)
小規模企業者への支援といたしましては、商工会議所と連携を図る中、厚木市中小企業融資制度における

(建築指導課)

本市内の現状における、共同住宅の耐震化率の推計値は97%を超えており、また、事業所等について、多数の方が利用する民間建築物の耐震化率の推計値は概ね81%であると認識しております。

一方、木造戸建て住宅の耐震化率の推計値は概ね74%と低いことから、現在、木造住宅の耐震改修に係る助成制度を最優先に展開し、その促進に努めているところです。

また、木造住宅以外の助成制度につきましては、平成26年7月に分譲マンション対象の耐震促進事業として、耐震アドバイザー派遣制度と予備診断補助制度を創設し、分譲マンションの耐震化の促進を図っております。

そして、本年度から、市内事業所等に対し、旧耐震建築物における耐震化に関する状況等を把握するため、アンケート調査を実施しており、今後も耐震化の状況の把握に努めてまいります。

② 小中学校への災害用井戸設置について、先進事例を研究し、進めること。

(危機管理課)

小中学校への災害用井戸の設置につきましては、設置に伴う調査や設置費用など、多くの課題があることから飲料水メーカーとの協定によるペットボトルの飲料水を備蓄し、対応しているところでございますが、今後、先進事例を参考に研究してまいります。

③ 感震ブレーカーの周知および設置推進を図ること。(危機管理課、予防課)

感震ブレーカーにつきましては、地震による通電火災を未然に防ぐ有効な手段の一つとして、有効性があるものと認識

しております。しかし、地震発生時に家庭内の全ての電気を遮断することは、夜間に発生した場合、屋外への迅速かつ安全な避難の妨げになるなどの課題もあることから、先進事例などを参考に調査・研究してまいります。

④ 防災訓練については、地域の特色をふまえた訓練ができるよう指導すること。

(危機管理課)

防災訓練につきましては、多くの地域住民の参加のもと、より実効性のある訓練とするために、積極的な周知と啓発を行うとともに、多種多様な訓練内容を紹介するなど、地域の特色や現状に即した訓練を実施していただけるよう、自主防災隊に働きかけてまいります。

⑤ 避難行動要支援者制度について周知を図り、対象者の登録を進めること。

(危機管理課、福祉総務課)

避難行動要支援者制度の周知につきましては、昨年11月に市内15地区で開催した防災セミナーの中で積極的に行うとともに、関係各課及び各地区市民センター等への制度案内チラシの布置や、市ホームページ、「広報あつぎ」への掲載を始め、厚木市生涯学習出前講座で説明するほか、自治会や民生委員・児童委員の皆様の御協力の下、市民の皆様へ広く周知しております。

なお、災害対策基本法の改正に伴い、現在、避難行動要支援者制度の見直しを行うため、自主防災隊や民生委員・児童委員の方々などによる避難支援計画検討委員会を組織し、対象者の登録を含む支援計画策定に向け取り組んでおりますので、その内容は改めて周知してまいります。